

外資系生命保険会社の足どり --- シリーズ 2: 戦前期における進出と撤退 ---

国内生命保険会社 4 社を設立するにとどまった 1880 年代とは対照的に、1890 年代には生命保険事業がにわかにブームとなった。1893 年から 1899 年の間に 40 社以上が設立された。ブームに伴い、過度な競争と無謀な経営が蔓延し、日本の生命保険業界の健全な発展に深刻な懸念が生じることとなった。この間、上記の問題を批判し、政府による規制の必要性や保険ビジネスの監督を促す新聞記事が多数執筆された。

このような状況に対応して、商法が施行された 1898 年 7 月以降、法律や規則など一連の監督方針が施行された。当時の商法第 690 条では、保険会社の責任準備金に関する条項が初めて定められた。1899 年 6 月、新商法施行直後、当時の農商務省が保険会社に関する細則を制定した。しかしながら上記の監督方針は日米修好通商条約に従って国内企業にのみ適用された。

保険会社に関する細則の公布直後、外国保険会社に関する勅令が出された。これによると外資系企業は日本での営業を継続するならば 1899 年末までに営業免許の申請が必要となった。また、生命保険事業と損害保険事業の兼業は認められなくなった。同年 12 月 18 日の時事新報によると、横浜に存在した 141 社のうち 68 社のみが営業免許の申請をしたという。生命保険に関しては、1899 年に Equitable Life だけが営業免許を申請し、1901 年 7 月に許可が下りた。その後、1901 年に Standard Life、Sun Life そして Manufacturers' Life が、1902 年に New York Life と Mutual Life がそれぞれ営業許可を受けることとなった。これら数社のほかに、戦前の日本で営業免許を受けた外資系生命保険会社は 1 社しかなく、中国上海に所在する英国の会社である China Mutual Life が、1911 年に営業許可を取得した。

ところが残念なことに、戦前期の日本での外資系保険会社の事業は期待通りには成功せず、1926 年末までに 7 社のうち 5 社が撤退することとなった。具体的には、Standard Life と Mutual Life は 1904 年、Equitable Life は 1913 年、China Mutual Life は 1924 年、そして New York Life は 1926 に日本での事業から撤退した。Standard Life と Mutual Life の撤退の主な原因は、1903 年に制定された外資系保険会社の預金口座に関する規定¹であったと言われている。この規定によれば、外資系生命保険会社は、当局が指定した特定の銀行に 150,000 円を預金しなければならなかった。その後 1914 年には、預金口座の金額が法定責任準備金の 60%以上に引き上げられた。

対して、他の 3 社の主な撤退理由は日本市場と本国市場両方もしくはどちらかにおける事業不振に関連していた可能性が高い。例えば、China Mutual Life 撤退の決定は

¹ これらの条項は 1900 年に公布され 1903 年に施行された勅令第 380 号に定められた。

1924年の当局による保険料引き上げの不認可の後である。また、米系生命保険会社2社、Equitable LifeとNew York Lifeに関して言えば、本国市場、日本市場の業績の悪化は1906年にニューヨーク州法において発売禁止となったトンチン保険に端を発していると言われている。当時、両社が販売していたトンチン保険商品の主な特徴は、国内の多くの生命保険会社が提供している商品に比べ、保障額と配当金をはるかに大きかった²。しかし、1900年代半ば以降、多くの国内生命保険会社は、保障額や配当金の大きな保険商品を提供し始めた。特に1902年以降の相互会社の出現は、配当金における熾烈な競争を促す結果となる。その結果、外資系生命保険会社が商品の差別化を通じて優位に立つことは非常に困難な事となった。

1926年以降、日本に残った外資系企業2社、Sun LifeとManufacturers' Lifeは太平洋戦争が始まる1941年末まで日本においてビジネスを展開した。1941年に施行された敵産管理法によりSun LifeとManufacturers' Lifeは全ての保険契約を1935年設立、国内生保が販売した弱体保険の再保険会社である協栄生命に移管することとなった。移管手続きは1942年5月までに完了した。これをもって日本の保険市場から外資系保険会社は姿を消したのであった。

次号へ続く...

YingYing Jiang, Ph.D.

*このレポートは参考のための仮翻訳で、正文は姜英英さん（一橋大学博士）の英文（http://olis.or.jp/e/report_asia.html）です。

² トンチン保険では配当金は定められた年数（5年またはそれ以上）経過後に支払われる。